労災レセプト電算処理システム
電子レセプトの作成手引

－ 【アフターケア】調 剤 用 －

令和８年６月

厚生労働省労働基準局

〈 目 次 〉

はじめに…… 1

第１章　薬局情報レコードの記録方法…… 2

第２章　レセプト共通レコードの記録方法 …… 2

第３章　アフターケアレセプトレコードの記録方法 …… 3
　１　アフターケアレセプトレコードフォーマット…… 3
　２　レコード項目…… 4
　３　アフターケアレセプトレコード記録例 …… 5

第４章　処方基本レコードの記録方法…… 6

第５章　調剤情報レコードの記録方法…… 6

第６章　医薬品レコードの記録方法 …… 6

第７章　特定器材レコードの記録方法 …… 6

第８章　コメントレコードの記録方法 …… 6

第９章　摘要欄レコードの記録方法 …… 6

第１０章　基本料・薬学管理料レコードの記録方法 …… 6

第１１章　分割技術料レコードの記録方法 …… 6

第１２章　アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードの記録方法 …… 7
　１　アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードフォーマット…… 7
　２　レコード項目…… 7
　３　アフターケア委託費請求書（薬局用）レコード記録例…… 8

おわりに…… 9

はじめに

１　アフターケアは、業務上の事由又は通勤に起因する労働者の負傷又は疾病の症状固定後の再発や後遺障害に付随する疾病の発症を防ぐため、平成19年４月23日付け基発0423002号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」（最終改正：平成28年３月30日）の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、予防その他の保健上の措置として実施されるものです。

２　実施要領において、アフターケアに要した費用（以下「アフターケア委託費」という。）の算定方法は、労災診療費算定基準に準拠することとされていますので、本手引に掲げる事例は、令和８年６月１日現在の労災診療費算定基準に基づく記録方法を示しています。

３　本手引は、厚生労働省都道府県労働局に提出するアフターケア委託費に係る電子レセプトの記録方法を示しています。

４　アフターケア委託費は労災診療費と同様に、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法（令和８年３月５日厚生労働省告示第６９号により一部改正）の別表第三調剤報酬点数表に基づき行うものとされています。

　そのため、電子レセプトの記録方法についても、原則としては、社会保険診療報酬支払基金に提出する電子レセプトの記録方法と同様に記録していただくことになります。

５　本手引は、主にアフターケアレセプト特有の記録となるアフターケアレセプトレコード及びアフターケア委託費請求書（薬局用）レコードの記録方法を示しています。本手引で示していないレコードの記録方法については、社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

　また、基本的な記録方法については、「労災レセプト電算処理システム　オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（【アフターケア】調剤用）」を合わせて参照ください。

６　記録必須の項目については、各レコードフォーマットに「※」を表示しています。

７　各レコードフォーマットに係る最大バイト数については有効データの最大バイト数を表示しています。
（カンマ、改行コード等のバイト数は含みません。）

第１章　薬局情報レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第２章　レセプト共通レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第３章　アフターケアレセプトレコードの記録方法

１　アフターケアレセプトレコードフォーマット

項目	(1) レコード識別情報	(2) 予備１	(3) 予備２	(4) 予備３	(5) 帳票種別	(6) 傷病コード	(7) アフターケア手帳番号	(8) 予備４	(9) 調剤年月日	(10) 処方年月日	(11) 労働者の氏名（カナ）	(12) 予備５
モード	英数	数字	数字	数字	数字	数字	数字	数字	数字	数字	漢字（全角カナのみ）	漢字
最大バイト数	2	2	1	1	1	2	13	8	8	8	40	40
項目形式	固定	可変	可変	可変	固定	固定	固定	可変	固定	固定	可変	可変
記録必須	※				※	※	※		※	※	※	

項目	(13) 予備６	(14) 請求点数	(15) 合計額	(16) 処方箋受付回数
モード	漢字	数字	数字	数字
最大バイト数	80	7	9	2
項目形式	可変	可変	可変	可変
記録必須		※	※	※

２　レコード項目

(1) レコード識別情報

アフターケアレセプトレコードを表す識別情報「AR」を記録します。

(2) 予備１

記録を省略します。

(3) 予備２

記録を省略します。

(4) 予備３

記録を省略します。

(5) 帳票種別

帳票種別コード（別表５）を記録します。

(6) 傷病コード

記録を必須とし、アフターケアの対象となる傷病コード（別表１３）を記録します。

(7) アフターケア手帳番号

アフターケア手帳のアフターケア手帳番号を確認の上、記録します。

(8) 予備４

記録を省略します。

(9) 調剤年月日

ア　調剤年月日を西暦で記録します。

イ　材料の場合は、支給年月日を記録します。

ウ　摘要薬学管理料のみを算定する場合は、服薬指導等を実施した日を西暦で記録します。

(10) 処方年月日

ア　処方年月日を西暦で記録します。

イ　摘要薬学管理料のみを算定する場合は、服薬指導等を実施した日を西暦で記録します。

(11) 労働者の氏名（カナ）

ア　姓名を全角カナで記録します。

イ　姓と名の間に“スペース”を１文字記録します。

ウ　姓名が４０バイトに満たない場合は、後続する″スペース″を省略しても差し支えありません。

エ　２０文字を超える部分については、２０文字を超える部分について省略します。

(12) 予備５

記録を省略します。

(13) 予備６

記録を省略します。

(14) 請求点数

点数の合計を記録します。

(15) 合計額

請求点数金額換算を記録します。

(16) 処方箋受付回数

処方箋の受付回数を記録します。

３　アフターケアレセプトレコード記録例

項目		記録例	備考
(1)	レコード識別情報	ＡＲ	
(2)	予備１		
(3)	予備２		
(4)	予備３		
(5)	帳票種別	アフターケア委託費請求内訳書	別表５
(6)	傷病コード	せき髄損傷	別表１３
(7)	アフターケア手帳番号	1234567890123	
(8)	予備４		
(9)	調剤年月日	２０２１年７月１４日	
(10)	処方年月日	２０２１年７月１４日	
(11)	労働者の氏名（カナ）	コウロウ　タロウ	
(12)	予備５		
(13)	予備６		
(14)	請求点数	1,000 点	
(15)	合計額	10,000 円	
(16)	処方箋受付回数	処方箋受付回数１回	

● ＣＳＶの記録

AR,,,,0,01,1234567890123,,20210714,20210714,コウロウ　タロウ,,,1000,10000,1

第４章　処方基本レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第５章　調剤情報レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第６章　医薬品レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第７章　特定器材レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第８章　コメントレコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第９章　摘要欄レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第１０章　基本料・薬学管理料レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第１１章　分割技術料レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第１２章　アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードの記録方法

１　アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードフォーマット

項目	(1) レコード識別情報	(2) 請求書提出年月日	(3) 予備１	(4) 予備２	(5) 指定薬局の番号	(6) 郵便番号	(7) 指定薬局所在地	(8) 指定薬局開設者氏名	(9) 請求金額	(10) 内訳書添付枚数	(11) 予備３
モード	英数	英数	数字	数字	数字	英数	漢字	漢字	数字	数字	数字
最大バイト数	2	8	2	2	8	7	80	40	9	3	2
項目形式	固定	固定	可変	可変	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変
記録必須	※	※			※		※	※	※	※	

２　レコード項目

(1) レコード識別情報

アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードを表す識別情報「AS」を記録します。

(2) 請求書提出年月日

アフターケア委託費の請求書提出年月日を西暦で記録します。

(3) 予備１

記録を省略します。

(4) 予備２

記録を省略します。

(5) 指定薬局の番号

労災保険指定薬局番号８桁（労災保険指定薬局の所在地を管轄する都道府県労働局が労災保険指定薬局ごとに振り出した番号）を記録します。

(6) 郵便番号

ア　労災保険指定薬局の郵便番号を記録します。

イ　郵便番号の記録は、任意であり、記録しない場合は、記録を省略します。

(7) 指定薬局所在地

ア　労災保険指定薬局の所在地を記録します。

イ　指定薬局所在地が８０バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。

(8) 指定薬局開設者氏名

ア　労災保険指定薬局の開設者の姓名を記録します。

イ　姓と名の間に“スペース”を１桁記録します。
ウ　姓名が４０バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。
エ　英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しません。

(9) 請求金額
ア　各レセプトの総合計額を記録します。
イ　有効桁数が９桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

(10) 内訳書添付枚数
ア　レセプトの総件数を記録します。
イ　有効桁数が３桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

(11) 予備３
記録を省略します。

３　アフターケア委託費請求書（薬局用）レコード記録例

項目		記録例	備考
(1)	レコード識別情報	ＡＳ	
(2)	請求書提出年月日	２０２１年８月８日	
(3)	予備１		
(4)	予備２		
(5)	指定薬局の番号	13123456	
(6)	郵便番号	1234567	
(7)	指定薬局所在地	千代田区霞ヶ関８８	
(8)	指定薬局開設者氏名	労災　次郎	
(9)	請求金額	１２，３４５点	
(10)	内訳書添付枚数	１０枚	
(11)	予備３		

● ＣＳＶの記録

AS,20210808,,,13123456,1234567,東京都千代田区霞ヶ関８８,労災　次郎,12345,10,

おわりに

１　この「労災レセプト電算処理システム　電子レセプトの作成手引」は、レセプトコンピュータ（レセコン）メーカー向けに作成しているものであり、レセコンメーカーの参考になれば幸いであります。

２　この手引の作成に当たっては、社会保険診療報酬支払基金に提出する電子レセプトの記録方法と同様に記録していただくように作成しており、また、アフターケア独自の記録方法も示しています。

　なお、関連の労災診療費算定基準に基づく記録方法や健康保険法の規定する診療報酬の算定方法等に合わせて、内容は必要に応じて、適宜改訂していきます。

３　この手引に関して、ご質問やご意見等がございましたら、厚生労働省ホームページの「労災レセプト電算処理システム」の「本件に関する問い合わせ先」まで、ご連絡ください。

　なお、問い合わせ先については、変わることがありますので、あらかじめご了承ください。